

平成26年3月20日

各位

最高裁判所事務総局広報課

新最高裁判所長官の就任に伴う記者会見における写真取材について

標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日時

4月1日（火）午後8時00分

2 場所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

(1) カメラは1社につき1台です。

(2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラともに、長官の着席後1分間、談話発表の間及び記者会見の第1問の部分に限り行うことができます。

(3) 録音は、談話発表の間及び記者会見の第1問の部分に限り行うことができます。

(4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです。

なお、長官の着席後1分間は、スチルカメラに限り記者席前部（別紙図面に網線で表示した部分）から撮影することができますが、1分間経過後はその場から退出し、以後は記者席の両側又は後部から撮影してください。

(5) 大応接室以外での撮影は、一切できません。

(6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。

(7) 取材中及び取材後に退室する際は、静粛かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。

(8) 取材に当たっては広報課員の指示に従ってください。

4 集合時刻等

(1) 取材カメラマンは、午後7時30分までに記者会室（1階）にお集まりください。広報課員が記者会見場に案内します。

(2) ビデオカメラは、午後7時55分までにセットアップしてください。

(3) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。

(4) 当日は、新最高裁長官、新最高裁判事の順で記者会見が行われる予定ですので、長官の記者会見における撮影が終了した後は、カメラ、マイク等を会見場に残したままいったん記者会見場から退出し、広報課員の指示に従って待機してください。

5 その他

車両は必ず社旗を付け、当庁東門から出入りし、駐車は北玄関広場を使用してください。

4 F

大 応 接 室

